

Q8-9 営業税の処理に関して、具体的仕訳について教えてください。

以下 3 つの説例にて仕訳例を記載いたします。

設例 1

一般課税地域にある貿易会社 A 社が、商品 1,000 を台湾内で調達し、売価 1,200 で台湾内で販売を行った。

(仕訳)

仕入時

(借) 仕入高 1,000 / (貸) 買掛金 1,050
 仮払営業税 50

売上時

(借) 売掛金 1,260 / (貸) 売上高 1,200
 仮受営業税 60

(税額計算)

純仮受税額 = 仮受営業税 60 - 仮払営業税 50 = 10

納付税額 = 10

設例 2

一般課税地域にある貿易会社 B 社が、商品 1,000 を台湾内で調達し、販売については売価 400 で輸出、売価 800 で台湾内で行った。

(仕訳)

仕入時

(借) 仕入高 1,000 / (貸) 買掛金 1,050
 仮払営業税 50

売上時

(借) 売掛金 1,240 / (貸) 売上高 1,200
 仮受営業税 40 (800×5%)

(税額計算)

純仮受税額 = 仮受営業税 40 - 仮払営業税 50 = △10

還付限度額 = 400(※) × 5% = 20 > 純仮受税額 10

実際仮払額は、還付限度額の範囲内なので、過払額 10 を全額還付できる。

(※)輸出売上高

設例3

(前提)

一般課税地域にある貿易会社 C 社が以下の取引を行った。

- ・X期: 商品 1,000 を台湾内で調達し、うち半分を売価 600 で台湾内で販売
- ・翌(X+1)期: 残りの在庫を売価 200 で輸出、売価 400 で台湾内で販売

(X期の仕訳)

仕入時

(借) 仕入高 1,000 / (貸) 買掛金 1,050
 仮払営業税 50

売上時

(借) 売掛金 630 / (貸) 売上高 600
 仮受営業税 30

(X期の税額計算)

純仮受税額 = 仮受営業税 30 - 仮払営業税 50 = △20

営業税額が支払超過となったとしても、輸出など特定の場合を除き、還付されません。
よって、この場合、納付も還付も行われず、翌期へ仮払超過額 20 が繰り越されます。

(X+1期の仕訳)

(借) 売掛金 620 / (貸) 売上高 600
 仮受営業税 20 (400×5%)

(X+1期の税額計算)

純仮受税額 = 仮受営業税 20 - 仮払営業税 0 = 20

納付税額 = 純仮受税額 20 - 繰越仮払超過額 20 = 0